第明三治二十五種郵便物認可

＊4．国及び地方公共団体受託業務費
その他の受託業務費のうち主要な費目及び金額

委託料	3,116,177,812円
資材消耗品費	1,248,760,420円
賃借料	188,764,978円

＊5．その他の団体受託業務費
その他の受託業務費のうち主要な費目及び金額

委託料	245,159,613円
資材消耗品費	61,946,085円
旅費交通費	16,266,120円

＊6．一般管理費　人件費の内訳

役員報酬	65,876,032円
給与	791,729,914円
共済掛金	90,842,110円
法定福利費	25,061,398円
その他の人件費	881,584円

＊7．その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額

委託料	522,575,967円
雑費	139,163,003円
賃借料	95,962,649円

＊8．雑益のうち主要な費目及び金額

個人研究助成金間接経費	56,519,779円
特許料収入	54,431,975円

＊9．その他の臨時損失のうち主要な費目及び金額

内閣府への受託費等の返還	167,875,405円
㈱宇宙航空研究開発機構への受託費等の返還	2,007,631,236円

＊10．その他の臨時利益のうち主要な費目及び金額

三菱電機㈱からの委託料等の返還	2,177,385,153円

Ⅳ．関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等

⑴　関連会社に対する投資の金額	380,728,347円
⑵　持分法を適用した場合の投資の金額	564,386,162円
⑶　持分法を適用した場合の投資利益の金額	23,298,807円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	18,736,215,299円
定期預金	△ 1,046,743,838円
資金期末残高	17,689,471,461円

2．重要な非資金取引

⑴　寄附による資産の取得	47,899,146円
⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得	411,104,185円
⑶　重要な資産除去債務の計上	278,669,057円

Ⅵ．行政サービス実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向役職員に係るもの　30,175,759円

Ⅶ．金融商品の時価等に関する事項

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債及び証券取引所に上場されている株式会社が発行する担保付社債又は信頼のある格付機関により最高位若しくはそれに準ずる格付けを付与された社債のみを購入しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注2）を参照ください。

区　分	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	18,736,215,299円	18,736,215,299円	0円
⑵有価証券及び投資有価証券	12,434,220,365円	12,921,266,480円	487,046,115円
⑶未収入金	2,884,748,244円	2,884,748,244円	0円
⑷未払金	8,725,604,976円	8,725,604,976円	0円
⑸前受金	12,190,253,565円	12,190,253,565円	0円

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「Ⅷ．有価証券」に記載しております。

⑶　未収入金

未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　前受金

前受金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）関係会社株式（貸借対照表計上額380,728,347円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とはしておりません。

Ⅷ．有価証券

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　分		貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	9,319,451,908円	9,736,341,355円	416,889,447円
	社債	2,414,922,352円	2,491,405,125円	76,482,773円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	599,846,105円	599,600,000円	△ 246,105円
	社債	100,000,000円	93,920,000円	△ 6,080,000円
合　計		12,434,220,365円	12,921,266,480円	487,046,115円